

4. 相馬港港湾施設使用料

種 別	単 位	基礎額
1. 係留施設使用料	(1) 定期船 ア 総トン数1トンごとに係留12時間まで	2円
	イ 係留時間が12時間を超えるときは、総トン数1トンごとにその 超える係留12時間につき	1円
	(2) 定期船以外の船舶 総トン数1トンごとに係留12時間につき	3円
2. 荷さばき地使用料	10㎡ごとに24時間につき	22円
3. 上屋使用料	(1) 30日以内は1㎡ごとに1日につき	19円
	(2) 30日を超える日については1㎡ごとに1日につき	38円
4. 野積場使用料	(1) 舗装されている場合 ア 30日以内は10㎡ごとに1日につき	22円
	イ 30日を超える日については10㎡ごとに1日につき	44円
	(2) 舗装されていない場合 ア 30日以内は10㎡ごとに1日につき	15円
	イ 30日を超える日については10㎡ごとに1日につき	30円
5. 港湾施設用地使用料	(1) 臨港鉄道の設備をするために使用する場合 1㎡ごとに1年につき	220円
	(2) 電柱(支柱、支線柱、支線等を含む。)を設置するために使用する 場合 1本ごとに1年につき	1,140円
	(3) 管類を埋設するために使用する場合 1㎡ごとに1年につき	370円
	(4) 広告板又は広告塔を設置するために使用する場合 1㎡ごとに1年につき	740円
	(5) 事務所の設備をするために使用する場合 1㎡ごとに1年につき	740円
	(6) 漁港区内において漁業協同組合が水産業協同組合法(昭和23年法 律第242号)第11条第1項に掲げる事業のために使用する場合 1㎡ごとに1年につき	250円
	(7) 倉庫、荷役機械又は工作物の設備をするために使用する場合 1㎡ごとに1年につき	370円
	(8) その他の目的で使用する場合 1㎡ごとに1年につき	370円
6. 船舶給水使用料	(1) 水量10㎡まで	6,250円
	(2) 水量10㎡を超える場合は1㎡ごとにつき	625円

5. 相馬港入港料

種 別	単 位	料 金
入 港 料	(1) 内航船舶は、入港1回総トン数1トンにつき	1円
	(2) 外航船舶は、入港1回総トン数1トンにつき なお、港湾法第44条の2第1項ただし書に規定する船舶のほか総 トン数700トン未満の船舶については入港料は徴収しない。	2円

(注) 港湾施設の各使用料及び入港料ともに、消費税の課税対象となる場合については、上記より算出した額に100分の105を乗じて得た額を徴収します。